



開会の辞で挨拶をする道垣内正人代表理事



CASについて講演するマシュー・リーブ氏



リーブ氏の基調講演では、CASの歴史・現状・具体的な事例紹介が伝えられた。



シンポジウムには、多くの人々が参加した。



わかりやすい英語で、参加者に講演するリーブ氏



「ドーピング防止」と「スポーツ仲裁」というテーマで行われたパネルディスカッション



パネルディスカッションでは、はじめに各パネリストが自己紹介を兼ねて経験等を話した。



自身のドーピング検査の経験等を話すパネリストの池田氏



CASにおけるドーピング事案の具体例を話すリーブ氏



パネルディスカッションは時間が足りなくなるほどの盛り上がりを見せた。



フロアからの質問に答えるリーブ氏



シンポジウム出演者の集合写真



マシュー リーブ 氏 *Matthieu Reeb*

スポーツ仲裁裁判所事務総長

Secretary General, Court of Arbitration for Sport (CAS)

1969年生まれ。1992年、スイスで法律の学位を取得し、同年、ドイツのハイデルベルク大学大学院にて、国際私法を専攻。その後、仲裁を専門としてスイスの法律事務所で働き、1995年に法曹資格を取得。1995年、スポーツ仲裁裁判所（CAS）に入所し、2000年から事務総長。CAS事務総長の仕事は、仲裁手続の監督と、オリンピック競技やコモンウェルス競技等世界的な競技大会の開催中に設置されるアドホック仲裁裁判所の運営等、仲裁の管理運営の責任者という立場である。1998年、CAS仲裁判断集を編集し、ルネ・カサン賞を受賞した。

スポーツにおいては、1995年までは陸上競技及びラグビーのナショナルレベルの選手であった。ジュニア選手時代に、2度陸上競技リレーチームにおいてスイスチャンピオンに輝いている。

池田 めぐみ 氏 (旧姓：原田)

Megumi IKEDA

フェンシング・女子エペ日本代表

1979年山形県生まれ。山形県体育協会スポーツ指導員。アテネオリンピック28位、北京オリンピック15位。現在はロンドンオリンピック出場を目指し競技をする傍ら、日本アンチ・ドーピング機構のアスリート委員会の委員としてジュニア世代へのアンチ・ドーピングの教育・啓蒙活動を行っている。



河合 純一 氏

Junichi KAWAI

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長

1975年生まれ。静岡県浜名郡出身。静岡県総合教育センター指導主事。一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長。浜松市広報大使（やらまいか大使）。両眼視力ほぼ0（全盲）のブラインドスイマー。1992年からパラリンピック5大会連続でメダル獲得。メダル獲得数21（金5、銀9、銅7）。競泳50メートルでは、1996、2000、2004年と金メダル3連覇も記録。2008年北京パラリンピックでも100メートルバタフライで銅、50メートル自由形で銀の2つのメダルを獲得。



河野 一郎 氏

Ichiro KONO

財団法人日本アンチ・ドーピング機構理事長

1973年東京医科歯科大学医学部卒業。筑波大学内科講師、助教授を経て、1999年より筑波大学大学院人間総合科学研究科スポーツ医学専攻教授。医学博士。2001年の財団法人日本アンチ・ドーピング機構設立とともに、理事長に就任。2002年ソルトレイクシティーオリンピック、2004年アテネオリンピック、そして2006年にメルボルンで開催された英連邦大会では世界アンチ・ドーピング機構(WADA)のインデペンデント・オブザーバーを務める。現在、WADA健康・医事・研究委員会委員。



小寺 彰 氏

Akira KOTERA

東京大学教授

1952年京都生まれ。東京大学法学部卒業後、東京都立大学教授等を経て東京大学大学院総合文化研究科教授。専門は国際法・国際経済法。著者として『パラダイム国際法』、『WTO体制の法構造』等。スポーツ法・スポーツ仲裁に関する活動としては、スポーツ仲裁裁判所(CAS)仲裁人として、1998年長野冬季オリンピック大会CAS特別仲裁部、2006年トリノ冬季オリンピック大会CAS特別仲裁部や、また我那覇対Jリーグ事件で仲裁人を務めた。また日本スポーツ仲裁機構仲裁人として、日本スポーツ仲裁機構第1号事件(X対日本ウエイトリフティング協会)及び第4号事件(X対日本馬術連盟)の仲裁人を務めた。



山崎 卓也 氏

Takuya YAMAZAKI

弁護士 (Field-R法律事務所)

1970年神奈川県生まれ。早稲田大学法学部卒業後、1997年弁護士登録。2001年Field-R法律事務所設立。中央大学法学部、早稲田大学法科大学院非常勤講師(担当はスポーツ法)。選手会・スポーツマネジメント会社等の顧問や選手代理人等の業務を通じて、主として選手側の立場からスポーツ法務に従事。2009年より、選手側としては日本人初の国際サッカー連盟(FIFA)紛争解決室(DRC)の仲裁人に就任。

司会

早川 吉尚 氏

Yoshihisa HAYAKAWA

立教大学教授

1996年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程満期退学。1996年立教大学法学部専任講師。1998年同助教授。2005年同教授および同大学院法務研究科教授。1998年米コロンビア大学客員研究員。1999年・2007年英ロンドン大学客員研究員。専門は国際私法・国際民事手続法・ADR。著書として『ADRの基本的視座』、『国際私法』等。スポーツ法・スポーツ仲裁に関する活動としては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構仲裁人団副幹事、日本ドーピング防止規律パネル委員を務めている。また、日本スポーツ仲裁機構JSAA-AP-2005-001号事案(X対日本ローラースケート連盟)の仲裁人を務めた。

主催：一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

後援：文部科学省、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本体育協会、財団法人日本障害者スポーツ協会、財団法人日本アンチ・ドーピング機構、特定非営利活動法人日本オリンピック協会、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会、日本スポーツ法学会

協賛：財団法人ミズノスポーツ振興会、ミズノ株式会社、株式会社アシックス、株式会社デサント、弁護士法人曾我・瓜生・糸賀法律事務所、Field-R 法律事務所

協力：立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウェルネス研究所

はじめに

道垣内正人（一般財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事）

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、JSAA という。）は、2003年に設立され、現在7年が経過した。JSAA 設立には、世界ドーピング防止機構（以下、WADA という。）による世界ドーピング防止規程（以下、WADC という。）の策定に伴い、各国にドーピングに関する紛争が生じてくると懸念された背景があった。しかしながら、設立当初は、ドーピング紛争に関する仲裁申立てではなく、代表選手選考に関する紛争や懲戒処分に対する仲裁申立てが多数を占めた。

2007年にドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則が施行された。財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、JADA という。）に加盟している競技団体の競技者に、ドーピング防止規則違反の疑いが生じた場合、JADA が WADC をもとに策定した日本ドーピング防止規程（以下、JADC という。）に従って、日本ドーピング防止規律パネルが、ドーピング防止規則違反があったのか、またドーピング防止規則違反が認定される場合、資格停止などの制裁の有無などを決定することになっている。もしそのような決定に不服がある場合、JADC によれば、JSAA に不服申立てを行うことができることになっているが、その際に適用される手続規則がドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則である。2010年3月17日現在、JSAA では2件のドーピング紛争に仲裁判断が出ている。

JSAA は仲裁判断を下すだけでなく、JSAA が存在することでアスリートが安心してスポーツに全力で臨める環境を作っていくことも重視している。将来的には、紛争が全く生じないことが望ましいが、現状は、スポーツ界に紛争がないわけではなく、透明でわかりやすいルールに則ってスポーツ界が運営されているというとは言い難い部分もある。また、ドーピング防止に関する諸規則も未だ発展段階にあると考えている。そのため JSAA が果たすべき役割は今後も大いに存在すると思われる。

1. スポーツ仲裁裁判所の歴史

(1) 最初の10年間（1984年～1994年）

当時国際オリンピック委員会（以下、IOCという。）の会長であったサマランチ氏は、スポーツ界の最高裁判所を作る必要があると考えていた。国際間の問題を解決するには、オランダのハーグに国際司法裁判所が存在している。スポーツ仲裁裁判所（以下、CASという。）は、そのスポーツ版、つまりスポーツに関係する紛争を専門的に解決する場である。国際法上、全世界に認めてもらえる法廷を設立することは困難であった。そのため、スイス民法上のプライベートな法廷を設立することが計画された。CASでは、仲裁制度を利用することが決定した。仲裁は、私人間における司法制度である。両当事者間で紛争が発生したときに、仲裁手続で当該紛争を解決することを合意した上で、手続をすすめ、最終的に出された仲裁判断は、国家の裁判所が下した判決とほぼ同じ効力をもつ。1984年6月30日、IOCによりCAS設立が決定された。

CASの目的は、スポーツ界における最高裁判所として機能することである。また、仲裁判断によって、スポーツ判例法を形成することも一つの役割となった。

CASの規則は柔軟で、簡単である。その理由は、競技者やコーチが仲裁申立てを行うときに、必ずしも代理人としての弁護士を帯同する必要がないように規則を作成しようということになったのである。

仲裁人は判事つまり裁判官という意味と同様であり、加えて、スポーツ法やスポーツ仲裁法等に造詣が深い特別な専門家である。CASは現在、270名以上の仲裁人が掲載されている仲裁人名簿を有している。仲裁事案が発生した時は、この仲裁人名簿の中からパネル（パネルは、基本的に3名、または1名の仲裁人から構成される。）を形成し、仲裁判断を出す。

CASは1984年に設立されたが、その後2年間

プロモーション活動を行い、競技者や競技団体に宣伝をした。そして1986年に第1号仲裁案件が申立てられた。この事案は、スイスのアイスホッケーリーグに属するアイスホッケー選手の懲戒処分に関する事案である。最初の10年間、CASはささやかに活動をしていた。毎年、15件～20件ぐらいの案件数であった。

1992年にCASに第一の試練があった。ドイツ人のグンデル氏が申立人となり、国際馬術連盟を被申立人として、CASに仲裁を申立てた。国際馬術連盟は、乗っていた馬に対するドーピング防止規則違反として、馬と騎手に対し3ヶ月の出場停止処分を行った。しかし、グンデル氏はこれを不服として、CASに仲裁申立てを行った。その結果CAS仲裁判断では、その出場停止期間を1ヶ月に短縮すると判断した。しかし、それでもグンデル氏は、CASの判断は資格停止期間が長すぎるとして、スイス連邦裁判所に仲裁判断の取消しの訴えを提起した。

これは、CAS仲裁判断が別の法廷で上訴されるという初めての事案で、CASにとっては試練であった。CAS仲裁判断がスイス連邦裁判所に正式に認められるかどうかという点で、試金石になった。

1984年にCASはIOCによって設立された。IOCはCASにとってある程度影響力がある団体であった。規則の採択や、CASの予算、仲裁人候補者の選定などもIOCが決定していたことがあった。ゆえに、グンデル氏は、CASは独立した機関ではなく、IOCの影響が強い仲裁パネルが判断をしているということを理由に、スイス連邦裁判所に提訴したのである。しかし、スイス連邦裁判所はグンデル氏の上訴を認めず、棄却した。

CASに大きな影響力を持つIOCが当事者となる場合に、仲裁手続の公正性が保たれないのではないだろうかという懸念から、CAS仲裁判断に対して、スイス連邦裁判所に取消しの訴えが提起され、CAS仲裁判断が取り消される可

能性が、今後発生することは容易に想像された。そのため、IOCがCASと直接関係をもたない独立した構造、つまりICASと呼ばれる国際スポーツ仲裁理事会によりCASを管理・監督するという体制が構築された。

(2) 次の10年間 (1995年～2004年)

この10年間は、多くの国際競技連盟がCASの管轄を認めていった。先の10年(1984年～1994年)では、少数の国際競技連盟のみがCAS仲裁判断を尊重したが、その後少しずつ他の国際競技連盟がCASの管轄を認めるようになった。

そして、1996年アトランタオリンピックから、新たに臨時仲裁部が設けられた。臨時仲裁部では、特別な手続規則を施行し、オリンピック大会中に発生した事案に対し、原則として仲裁判断を24時間以内に出すこととした。

2003年に、CASにとって第2の試練があった。ラズチナ氏とナニノバ氏という2人のロシア人選手が、2002年ソルトレイクオリンピックの時に、ドーピング検査で違反が疑われる分析結果が出たため、出場停止となり、それを不服として、CASに仲裁の申立てをしたがCASは申立てを棄却した。しかし、2人はCAS仲裁判断を不服としてスイス連邦裁判所に仲裁判断取消しの訴えを提起した。そして、CASはその当時、すでにIOCから独立したICASが設立され、ICASがCASを運営していたが、実質的にCASは本当に独立しているのかを問われた。結局、スイス連邦裁判所は仲裁判断取消しの訴えを棄却した。これにより、スイス連邦裁判所から、CASは真の意味で独立しているというお墨付きを得たのである。

2001年に国際陸上競技連盟、2002年に国際サッカー連盟(以下、FIFAという。)が、CASの管轄を認めた。その後、2004年にCASの規則が改正され、件数が増加した。

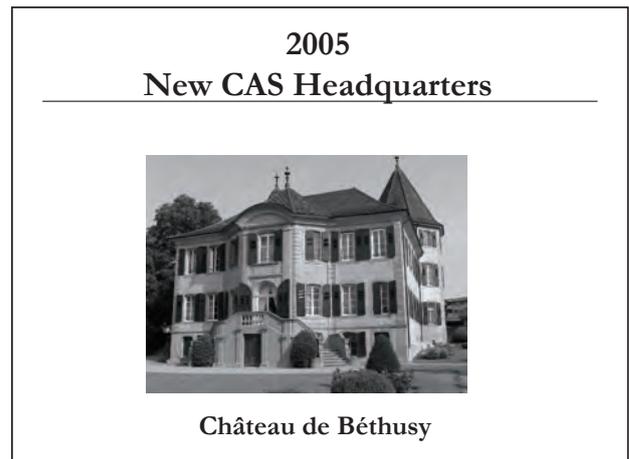
2003年にはWADCが採択された。このWADCの採択は、国際レベルの競技者がドーピング紛争に関する仲裁申立てを行う場合の管轄が認められたということである。同様に、WADCは、世界各国が条約として認めて

いるものである。つまり、間接的に各国政府がCASの管轄を認めたということになる。これは、CASにとって極めて重要な展開だった。

(3) 直近の10年間 (2005年～)

2002年にFIFAがCASの管轄を認めたことが、大きなテコとなり、CASの案件数が格段に増加した。FIFAの案件については、移籍の件、移籍料額の算定、及び契約違反に関する事案等がある。

CASは、人的にも財政的にも体制が大きく変化した。1985年設立当初は、事務総長1名と事務局員1名であったが、1994年頃にCAS事務局員は3人となり、現在ではかなりの大所帯になった。2005年に、シャトードベツジ(Château de Béthusy)というところにCASの新しい本部が置かれた。ローザンヌ市所有の建物で、中には審問室や事務局の部屋等がある。



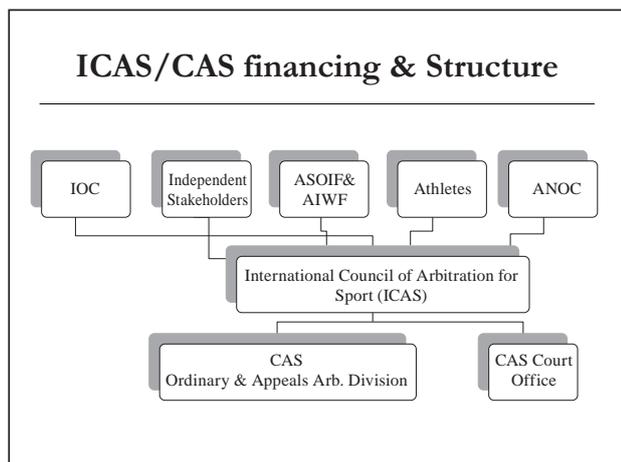
2. 構造と活動

(1) ICASとCAS

ICASとはスポーツ仲裁国際理事会を指す。ICASは、20人の理事で構成され、4名はIOCから、4名は国際競技連盟、国際夏季オリンピック連盟協会及び国際冬季オリンピック連盟協会から、4名は競技者から、4名は各国オリンピック委員会から、そして、残る4名は、スポーツに関心がある中立的な立場の人で構成されている。この中立的理事の例として、フォード元アメリカ大統領をあげることができる。彼はスキー競技の大ファンであったため、数ヶ月間、ICASに籍を置いていた。なお、ICASは法人格

を持っている。

CASは上訴仲裁部と通常仲裁部に分かれている。上訴仲裁部は、競技団体の決定に対する不服申立てをするための手続であり、通常仲裁部は、上記の紛争以外のスポーツ紛争についての仲裁を行うための手続である。なお、事務局はICASとCAS両方の事務を行っている。



(2) CASの変化

1985年には仲裁人候補者は60名であったが、現在では、仲裁人候補者は274人に増加し、調停人候補者は65名となっている。

先にも述べたとおり、事務局の構成は、1985年事務総長1名及び事務局員が1名の合計2名だけであった。現在は、事務総長1名、弁護士8名、事務局員7名、及び技術者2名の全部で18人である。

CASの予算は、設立当初年間120万スイスフランであったが、現在は年間850万スイスフランになった。

(3) CASの活動内容

CASは、仲裁、調停、臨時仲裁部、そして勧告意見を提供している。

仲裁は、一般には、当事者の合意に基づき第三者の判断によってその当事者間の紛争を解決することであり、調停と異なり、第三者の判断が当事者を拘束する。仲裁判断を出すパネルは、1名の仲裁人で構成される場合と、3名の仲裁人で構成される場合があり、案件の内容によってパネルの規模が変化する。3名の仲裁人でパネルを構成する場合は、2名の仲裁人は、それぞ

れ両当事者が選定し、残りの1名の仲裁人は、選定された仲裁人2人が選定することもあれば、CASが選定することもある。最後に選定された仲裁人が仲裁人長となる。

調停は、種々の紛争について第三者が当事者間を仲介し、その紛争の解決を図ることであり、当事者が合意に達することによって解決が図られる。示談と異なり、公平中立の公的機関がその仲介を行う。仲裁と異なり、調停案は当事者を拘束しない手続である。

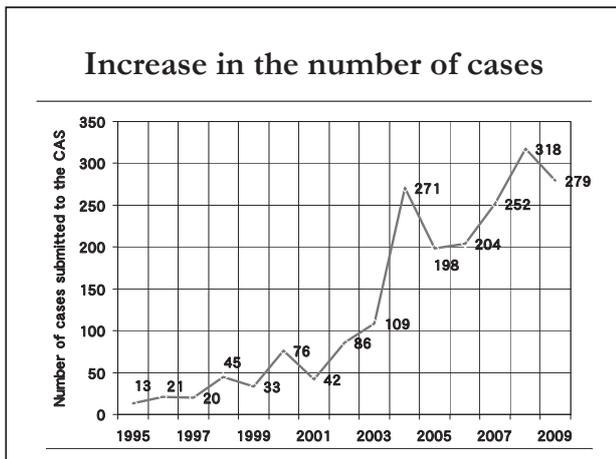
臨時仲裁部では、特定の大きな世界大会、例えばオリンピック大会、コモンウェルス大会、FIFAワールドカップ等が開催される時に設置される。CASの臨時仲裁部は、世界中で注目を集めるオリンピック大会で必ず開設されるために、最近では有名になった。オリンピック大会でのCAS臨時仲裁部は、通常5～10件程度仲裁申立てがある。2010年バンクーバーオリンピックの時の臨時仲裁部への仲裁申立件数は、例年と比べ少なく4件であった。バンクーバーオリンピックは、非常に友好的に行われ、法律の紛争がほとんど発生しなかったと考えられる。通常、臨時仲裁部では、小グループの仲裁人9名～12名を配置している。そして、仲裁申立てがあればいつでも臨時仲裁部として機能を果たすことができる。

勧告意見では、オリンピック運動機関（IOC、各国オリンピック委員会、WADA、国際競技連盟、オリンピック実行委員会等）のみが対象とされている制度である。それら対象となる機関に、法律的な問題が生じた場合、CASが拘束力のない勧告意見を出すことができるという制度である。

CASは、アメリカのニューヨークとオーストラリアのシドニーに2つの支部を持っている。CASに対して書類を提出する場合、ローザンヌのCAS本部に提出してもよいし、この2つの支部に提出しても、どちらでもよい。

仲裁手続の所要時間は事案によって異なるが、通常仲裁手続の場合は、6カ月～12カ月程度である。上訴仲裁手続の場合は、約4カ月である。臨時仲裁部は、24時間で終結する。

(4) 件数・紛争の種類



ICASとCASの仕組みが動き出した当初は、年間20件ぐらいの案件数であったが、2004年以降かなり大きな変化があり、年間279件まで申立件数が伸びた。2008年は318件で、取扱い案件数は最も多かった。夏季オリンピック大会が開催される年は、申立件数が伸びる傾向がある。2009年から2010年にかけて取扱件数は若干減少したが、2012年ロンドンオリンピックに向けて、再び件数が伸び始めると予想されている。

取り扱っている案件の種類について、1つは、全体の約50%を占めているサッカー関係の紛争である。2つ目が、ドーピング紛争の案件である。2002年にFIFAがCASの管轄を認める前は、ドーピング紛争が全体で一番大きな割合を占めていた。

他には、一般の契約問題などがある。一例をあげると、競技者とスポンサーの間で交わされる契約書の中に、万が一紛争が生じた場合にCASの仲裁手続によって解決することが明記してあり、契約上で問題が発生すると必ずCASで仲裁が行われるのである。

また、ドーピング紛争に限らず、暴力事件や、暴力沙汰になり監督不行き届きとなった事件が発生したなど、懲戒処分的な案件もある。例えば、北京オリンピックの時、スウェーデン人のレスリング選手が、決勝戦に勝ち残れなかった悔しさから、表彰の時に銅メダルをマットにたたきつけてしまったという事件がこれに相当する。

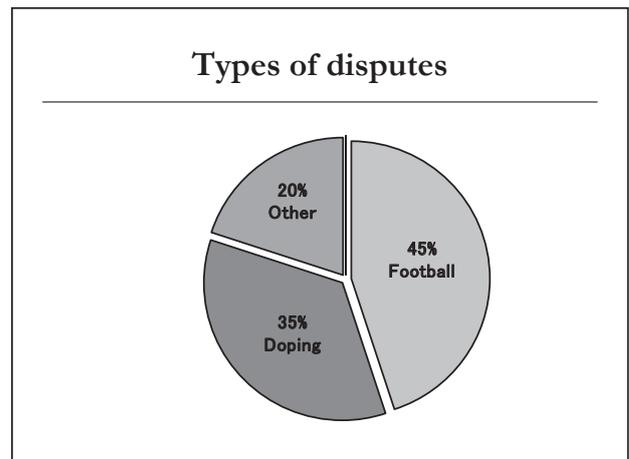
現在スポーツ界で重要視されている紛争として、国籍にまつわる紛争がある。具体例をあげ

ると、ケニア出身のクリケット選手は、以前陸上競技800メートルの世界新記録保持者であったが、デンマーク人と結婚したため、デンマーク国籍に変更したという例がある。他にも、国籍を変更する理由として、経済的な理由があげられる。しかしながら、国籍を変更するためには、具体的な規則に則って行う必要がある。

それから、オリンピック大会前や重要なチャンピオンシップ大会前に発生してることが多いのが、選考関係の案件である。つまり、競技者を選考するためのある一定の規則や、客観的な基準が事前に決まっているが、その基準に従って選考されない場合、CASに不服申立てをすることが可能なのである。

CASの取扱事案のうち、サッカーとドーピングだけで全体の80%を占めている。残りの20%がその他の案件ということである。

3. CASの事例紹介



(1) 移籍による紛争事例（サッカー）

ブラジル人のサッカー選手が、ウクライナのクラブチームであるシャフタルドネツク (Shakhtar Donetsk) に所属していた。彼は、シャフタルドネツクとの契約がまだ残っていたにも関わらず、スペインのクラブチームのレアルサラゴサ (Real Zaragoza) に移籍してしまった。そのため、元のクラブに違約金を支払わなければいけないということになり、CASに仲裁申立てがあった。

そして、この案件で初めてCASは、違約金算定方法を提示した。算定方法は、まず残存契約期間を調べ、移籍の時の選手の価値を算定し、

加えて元のクラブの経費も算出するという方法である。この元のクラブ経費とは、1人の選手が辞めた場合、クラブは新たに選手を補充する必要がある、そのための経費である。その結果、算定された違約金は、選手と新しい移籍先のクラブ両方が負担するというように決定した。この事案においては、元クラブは2500万ドルの支払いを請求してきたが、仲裁判断では、元クラブの請求金額よりも減額された1400万ドルと算出された違約金額の判断が出された。

(2) パラリンピック選手によるオリンピック選手選考に関する事例（陸上競技）

南アフリカ共和国出身のピストリウス氏は、生まれたときからの障害のために、カーボン製義足をつけている陸上競技選手である。彼は、パラリンピック大会等主要な大会ではすべて優勝していた。彼は、陸上競技の100メートル、200メートル、400メートルに参加しており、障害がない健常者と同じくらい足が速かったということである。彼は、国際陸上競技連盟に、北京オリンピックの出場を申し入れた。しかし、国際陸上競技連盟はその申し入れを断った。彼は、それを不服として、CASに仲裁を申立てた。

この仲裁事案の争点は、彼のカーボン製の義足は競技力向上に何らかのアドバンテージを付加しているかどうかという点であった。この事案は、科学的な分析が必要とされる事案であった。パネルは、3名の弁護士が選定され、様々な専門家が証人として、出席し、たくさんの証拠が提出された。

結論は、彼が義足をつけていることは競技能力に対してアドバンテージにはならないため、オリンピックに出ることは可能であるが、オリンピックの選手選考規則に従わなくてはならないという仲裁判断がでた。結局、北京オリンピック選手選考期間内に、最低限の選手資格がなかったため、北京オリンピックに彼は出場できなかった。

(3) 新しい禁止物質によるドーピング防止規則違反事例（自転車）

2008年のツール・ド・フランスに出場していたイタリア人自転車競技者リッコ (Ricco) 氏は、ドーピング検査で第3世代EPO (CERA) が検出された。第3世代EPOは、摂取後に効果が持続する物質であり、近年研究所が検出方法を発見し、その物質を探知できるようになり新しく発見された物質である。この事案で、彼には2年間の資格停止が決定したが、イタリアオリンピック委員会（以下、CONIという。）の聴聞会で、第3世代EPOを使用している他の競技者名を開示し、捜査に協力したため、資格停止期間が4ヵ月だけ短縮された。2008年のツール・ド・フランスでは、他にも第3世代EPOを使用していた競技者が多数発見され、大きなニュースとなった。

(4) 国家機関による捜査・協力により発覚したドーピング防止規則違反事例（自転車）

当時、スペインのドーピング捜査機関は、組織的なドーピング防止規則違反事件を捜査していた。ある医師の自宅で様々な選手名のリスト、ドーピングに関する物質の発見レポート及び資料が、大量に発見された。その資料の中に、スペイン人の自転車競技者であるバルベルデ (Valverde) 氏の名前があった。彼が出場していたツール・ド・フランスのレース中に、彼がイタリアに滞在している時があった。その時に、CONIの捜査官が彼の血液サンプルを取ることを要請した。彼の血液サンプルデータと、スペインのドーピング捜査機関が発見した医師宅にあった資料のデータをDNA鑑定して比較したところ、同一だったことから、スペインとイタリアで協力して彼がドーピング防止規則違反であるという事実を突き止めた。そのため、彼は2年間の資格停止になった事案である。

(5) 間接的ドーピング検査法によるドーピング防止規則違反事例（スケート）

ドイツ人のスピードスケート選手のペヒシュタイン (Pechstein) 氏は、初めて間接的証拠によるドーピング防止規則違反とされ、2年間

の資格停止となった。間接的証拠は、ブラッドスクリーニングと呼ばれているものである。つまり、競技会内と競技会外の検査で、血糖値、血液値、レピクルサイクルと呼ばれる血中の値を出して比較する検査方法である。ワールドチャンピオンシップ中は、血中の値が高く、大会2週間後にはその値が非常に下がることが分かったため、国際スケート連盟がドーピング防止規則違反ではないかと疑った。しかしながら、この検査方法は尿検体から禁止薬物が検出されて判明するわけではないので、間接的な方法、つまり血中値を比べてドーピング防止規則違反ではないかと判断をした事案である。そして、CASはその判断を受け入れて、2年間出場停止処分にした。その後、彼女は、スイス連邦裁判所に控訴して、却下され、再び新しい科学的根拠が発見されたと主張して、スイス連邦裁判所に控訴しており、2010年3月現在も係争中である。

(6) オリンピックへの出場決定権についての事例（サッカー）

北京オリンピック出場に関する事案である。ブラジル人の2人のサッカー選手と、1人のアルゼンチン人のサッカー選手が所属するクラブチームが、中国は遠く、真夏の開催で体調を崩しかねないという理由から、北京オリンピックにこの3選手が出場することを拒否した事例である。しかし、選手の母国の国内競技連盟では、3選手の出場を希望していたので、クラブチーム対ブラジルとアルゼンチンのサッカー連盟とFIFAの間で、CASの仲裁手続きが行われた。CASの仲裁判断では、クラブチームに対し、選手を大会に出場させることを決定する権利を認めた。認めた理由は、(1) オリンピック大会は公式のFIFAのカレンダーに掲載がないこと。(2) 各選手がオリンピック出場することについて支持する公式なFIFA理事会の決定がなかったという2点である。ただし、本人がオリンピック大会出場を望んでいるのであれば、クラブチームに対し選手の意思を尊重せよという提言をして、結果的に各クラブチームは3選手を北京オリンピックに出場させ、怪我なく終了

した事案である。

(7) 二重契約に関する事例（サッカー）

フランスのクラブチームに所属している17歳のサッカー選手、カクタ（Kakuta）氏は、とても優秀な選手であるため、イギリスのクラブチームであるチェルシー（Chelsea）が彼と契約を締結しようとした。しかし、彼は同時にフランスのクラブチームであるランス（Lence）とも契約を結んでいたため、二重契約となった。チェルシーとランスの間で紛争が起こり、結果としては、チェルシーはランスに賠償金の支払いの決定、及び2移籍期間という長い間、新しい選手と補強してはいけなことが決定した。また、選手に対しては、4ヶ月間出場停止になった。

(8) 政治的判断により大会出場を中止した事例（サッカー）

サッカーのアフリカンカップに出場するため、トーゴの代表選手たちはアンゴラに向かっていった。その途中で、彼らの乗っていたマイクロバスがテロリストの襲撃にあい、医師とアシスタントコーチが死亡してしまった。これによって、同乗していた選手たちが恐怖を感じたため、トーゴ政府が本国に帰還せよと選手たちに命じた。そのため、トーゴ代表選手はアフリカンカップに参加しなかった。それに対し、アフリカサッカー連盟は、トーゴ代表に、2大会出場停止と罰金を命じた。現在この事案は、まだ係争中の事案である。

(9) オリンピックの出場権を争う事例（ボブスレー）

女子ボブスレーのバンクーバーオリンピック出場資格が問われた事案である。オーストラリアのボブスレーチームのオセアニア代表として出場することを求める仲裁申立てがバンクーバーオリンピックの臨時仲裁部に申立てられた。国際ボブスレー・トボガニング連盟の規則上では、オセアニア代表としてオーストラリアチームに出場権は与えられるはずだったが、オセアニア代表として、チームは選出されていな

かった。なお、バンクーバーオリンピックに出場できるチームは20カ国だけであり、オーストラリアチームが出場権を獲得した場合、他の1カ国が出場権を失ってしまうという事態が懸念されていた。その結果、CASはオーストラリアに出場資格があると判断した。しかし、同時に出場権をすでに得ていた20番目の国であるアイルランドが出場権を失うことになるので、CASは、アイルランドも試合に出場できるようにIOCに提案書を提出した。最終的に、CASの提案書が容認され、オーストラリアもアイルランドも試合に出場することができた事案である。

(10) [日本] オリンピック代表選手選考に関する事例（水泳）

千葉すず氏は、2000年4月に行われた代表選考会でオリンピック代表参加標準A記録を突破して優勝したが、同年開催のシドニーオリンピックの競泳日本代表選手から落選したため、(財)日本水泳連盟（以下、日本水連という。）を相手方としてCASに仲裁を申立てた。仲裁判断は、彼女の請求を退ける判断をしたが、CASは「日本水連が選考基準を適切に告知していれば、提訴は避けられた。」として、日本水連に対し千葉の仲裁費用の一部の支払いを求めた。この事案は、JSAA設立前にCASでの紛争解決に両者が合意して行われた仲裁手続きである。使用言語が英語であったために翻訳や通訳費用をはじめとする仲裁費用等、莫大な金額が両当事者にかかり、日本でCASに類似するスポーツ仲裁機関を作る参考となった事例である。

(11) [日本] ドーピング防止規則違反の取消しが求められた事例（サッカー）

(社)日本プロサッカーリーグ（以下、Jリーグという。）のチームである川崎フロンターレ所属の我那覇和樹氏が2007年4月、風邪で体調を崩し、チームドクターから静脈注入（点滴）を受けた。Jリーグはこれをドーピング禁止規程違反と判断し、彼に出場停止、川崎フロンターレに制裁金を科した。その処分に不服として同年11月、チームドクターからJSAAに仲裁申

立てが行われたが、Jリーグは仲裁申立に合意をしなかったため、仲裁は不成立に終わった。その後、同年12月彼がJSAA又はCASでの仲裁申立てを希望することを表明し、彼とJリーグはCASでの仲裁に合意をし、手続きが進められた。本事案は、日本でのヒアリングを経て、2008年5月にCASが申立人の請求を認める決定をだした。この事案は、JSAAの仲裁に合意せず、CASの仲裁に合意をして手続きがすすめられたために、両当事者に対する金銭的負担が莫大なものとなり、アスリートの負担が大きく、そのためアスリートから不服申し立てを行う機会を逸しているといったことが問題となった。

4. CAS規則の利点と改正点

(1) CASの利点

- ・ドーピング紛争の事案は公開されるが、他の仲裁事案であれば、非公開にすることが可能である。
- ・仲裁やスポーツに造詣が深い人が判断を行うので、専門性が高い。
- ・手続が柔軟である。当事者が期限等を柔軟に変更することが可能である。使用言語は、フランス語又は英語が基本であるが、ドイツ語、スペイン語、イタリア語等に現在は対応可能である。日本語の使用の要請はまだ出ていないが、今後発生する可能性があると考えている。
- ・代理人をつける必要はない。
- ・結論が出るまでのスピードが速い。
- ・費用が廉価になるよう心がけている。
- ・下された仲裁判断は、国の裁判所で出た判決と同じくらいの強い効力がある。

(2) 新しい規則

2010年1月10日、CASの仲裁規則が改正された。大きな改正点は、仲裁人資格を限定したことである。これまでは、仲裁人は事案によって、競技者や競技団体両方の弁護人や代理人としての役割ももつことが可能であった。しかしICASは、CASの仕組みを理解している仲裁人が、当事者の代理人としてつくことについて、事案によっては、有利に働くこともあり、また

CASの仲裁人資格がない代理人が相手方についた場合の、知識や力関係のバランスが不均衡になるという恐れがあるとして危惧していた。そのため、当事者の代理人になる可能性がある

仲裁人は、仲裁人を辞めるか、もしくは代理人を辞めるか、仲裁人と代理人の兼務は禁止されることになった。

パネルディスカッション

1. パネルディスカッションのテーマ

司会 早川吉尚 (立教大学教授)

本シンポジウムのパネルディスカッションのテーマは、ドーピング防止及びスポーツ仲裁についてである。ドーピング防止の問題は、競技者や競技に関わっている人、つまりスポーツを行う人であれば、避けては通れない問題である。どの競技団体であってもJADA、WADAに加盟している団体であれば、競技会内、競技会外検査問わず、ドーピング検査を受けるという義務がある。そして仮に、受けた検査で違反が疑われる分析結果が出て、日本でいう日本ドーピング防止規律パネルで、資格停止や競技成績の失効などの制裁が決まり、その決定に不服がある場合は、JSAAやCASに仲裁申立てをすることが可能である。つまり、ドーピング検査を受ける義務がある人は、スポーツ仲裁の申立てをする、又は申立てられる可能性が必ず存在するのである。

2. ドーピング検査に関する知識と経験

池田めぐみ

(フェンシング・女子エペオリンピック選手)

(1) 自己紹介

池田氏は、山形県体育協会所属のフェンシング選手として、2004年アテネオリンピック、2008年北京オリンピックに、フェンシングの女子エペ選手として出場した。現在は、2009年に結婚をし、2012年ロンドンオリンピックに向けて出場することを目標として日々練習に励んでいる。

また、フェンシングの練習とは別に、仕事としては幼稚園の先生をしている。幼稚園に通ってきている子供たちの体が発達過程であるとき

に、運動など様々なことでいろいろな刺激を与える課外プログラムがあり、そのプログラムでスポーツの素晴らしさや楽しさを教えている。

他に、スポーツに関することとして、JADAの選手委員会の委員として活動している。選手委員会の主な活動は、ジュニア選手を対象に、ドーピング検査はどうして行うのか、ドーピングをすることはなぜいけないのか、手順はどういったことをするのか、ということテーマに、大会等の時にJADAのブースを設けて教育活動を行っている。

(2) フェンシングについて

フェンシングには3種類の種目がある。まず一つ目は「フルーレ」、北京オリンピックで銀メダルを獲得した太田雄貴選手の種目である。フルーレは、胴体部分だけが有効面という種目である。二つ目が「エペ」、池田氏の種目である。エペは、頭から足のつま先まで全身が有効面となっていて、相手より0.025秒早く突けば勝ちである。最後は、「サーブル」で、有効面は上半身で、突くだけではなく、切っても良いという種目である。

(3) ドーピング検査の経験

池田氏が初めてドーピング検査を受けた時は、何も知らずに、自分に何の権利があるのかも理解していなかった。そのため、ドーピング検査やドーピング防止規則違反についての不知に対し、すごく不安があった。しかし、検査を重ねていくことで、徐々に学んでいった。検査で違反が疑われる分析結果が出た後の手続については、知識として必要なのはわかっているのだが、本当にその当事者になるまで深く入り込んで学ばないかもしれないというのが正直な気

持ちである。

3. パラリンピック競技者にとってのドーピング検査

河合純一

(一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長)

(1) 自己紹介

河合氏は、日本パラリンピアンズ協会つまり選手会の会長である。競技者としての実績は、1992年バルセロナパラリンピックから2008年北京パラリンピックまでの5大会に出場し、出場したすべての大会でメダルを勝ち取ってきた。河合氏は、視覚障害水泳の競技者である。

(2) パラリンピック選手とドーピング防止活動

近年IOCと国際パラリンピック委員会の関係が密接になってきた。これまで、オリンピックとパラリンピックが同じように、同じ基準で実施してきたことは、ドーピング防止活動である。ドーピング検査は、パラリンピックの選手も、オリンピックの選手も、また国内外問わず同じ規則で実施していくということが大原則である。パラリンピックの選手だから知らなかったとか、うっかり禁止薬物が入ったものを飲んでしまったからといって、特別扱いはなく同じ制裁を受ける。そのために、ドーピング防止活動に関する教育や情報が、パラリンピックの選手にも十分行き届いているだろうかという点が心配である。

(3) ドーピング検査の経験

河合氏が、最初にドーピング検査を受けたのは、1996年アトランタオリンピックである。その当時彼は大学生であり英語が堪能ではなかった。優勝したレースの直後にドーピング・コントロール・オフィサー（以下、DCOという。）が来て、彼のアクセレディテーションカード（大会期間中の写真入り身分証、以下IDという。）を取り上げたのである。大会期間中は、命の次に大切にしろと言われていたIDを取っていくので、とてもあわてた記憶があると、河合氏は話した。今考えると、とても無知な状況からドーピング検査をスタートしたというのが彼の正直な感想である。河合氏は、全盲であるが、ドーピング検査のキットである容器を選ぶとこ

ろ、容器をうつしかえるところ、蓋を閉めるところ等すべて自分で行うことになる。そういった経験を踏まえて、大会に参加する選手が、実物の容器を使ってやる仕組みが重要ではないかと考えている。

(4) 居場所情報の提供、ADAMS

ドーピング検査を行うのであれば、必ず登録する必要があるのが、居場所情報つまりADAMSである。これは、オンラインで自分の3ヶ月先までの居場所情報を提供する（登録する）システムである。競技者が自分の居場所情報を登録しておくことによって、競技会外検査が行われるときに、DCOは登録された場所に向かい、その競技者に対し、検査を実行する。なお、河合氏は、日常生活では音声化するパソコンを利用してメールやインターネットを行っている。しかしながら、ADAMSでは、音声化変換をする作業が非常に困難であり、河合氏は奥様に入力を頼んでいるのが現状である。

(5) 居場所情報の変更方法

先日、競技会外検査つまり抜き打ち検査があった時に、居場所情報を変更していなかったために、河合氏がDCOに注意を受けたことがあった。その時に、彼はDCOから居場所情報の変更は電話をするだけで対応可能であるという情報を聞き、そういった情報の共有が競技者としての身を守るのではないかと考えた。他にも、海外では居場所情報の変更を携帯電話で行うことが可能であるなど、国によってシステムが異なっている。残念ながら、日本では携帯会社が海外の携帯会社と異なるので、取り入れられていないシステムである。河合氏は、スポーツが同じステージで、障害の有無や、国籍の違いを超えて高め合っていくためにも、情報や教育の重要性、また環境の整備等は大切なことであると考え、今後ともこういった活動に協力をしていきたいと思うと話した。

4. ドーピング防止におけるバランスの重要性

河野一郎

(財団法人日本アンチ・ドーピング機構理事長)

(1) 自分を守るためのドーピング検査

河野氏は、財団法人日本アンチ・ドーピング

機構の理事長であり、当初は医師として、競技団体やオリンピックに関わっていた経験がある。また、2009年までは特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会の事務総長を務めていた経歴がある。

(2) 自分を守るためのドーピング検査

ドーピング検査において、障害者の人でも自分で容器を選んだり、移し替えたりする必要があるという話が先に河合氏からあり、それは不親切なシステムではないかと考えた人も多くいたのではないと思われる。しかしながら、自分で検査を遂行することは、自分を守る権利として存在しているのである。もちろん自分で行うことが困難な人もいるので、その場合は他の人に頼むことも可能である。そして、他の人に頼むということも自分の責任であるので、他人を信用して頼んでいることを了解していれば問題がない。自分の責任でドーピング検査を遂行することは、自分を守るためという権利につながっている。

(3) 居場所情報及びADAMSの歴史

初期の頃、ドーピング検査は競技大会内で行われるものであった。しかし、ドーピングの方法も多種多様になり、大会の期間中に検査をするだけでは、ドーピング防止規則違反の有無が見分けられなくなってきた。つまり、大会期間中に違反が疑われる分析結果が出ないように、大会期間外でドーピングを行う選手が増えたということである。そのため、競技会外検査が発生することになる。競技会外検査は、大会期間中以外に、抜き打ちでそれぞれの選手にドーピング検査を行うことである。しかしながら、競技者は日本でいえば全国に広がっており、また世界的に考えると競技者の場所を特定するのは大変な作業となる。そのため、競技者と競技団体とJADA又はWADAが同意の上で、競技者の権利を守るということも含め、自身の居場所の情報を提供し、その情報に則って、DCOがドーピング検査を実施しに競技者のところに向かうのである。初期の頃は、居場所情報の提供は紙ベースであったが、現在はインターネットシステムを使って行っている。これがADAMSである。

(4) スポーツ仲裁とドーピング防止活動

河野氏がスポーツ仲裁に初めて触れたのは、医師として帯同していた1988年ソウルオリンピックの時のベン・ジョンソン氏の金メダルはく奪事件の時であった。その事件を機に、ドーピング防止の仕組みを日本でも整える必要があるということで、河野氏は1990年代後半にオーストラリアドーピング防止機構（以下、ASADAという。）を訪問した。その際、ASADAの人が一番最初に説明したことが、「オーストラリアの法律でドーピング防止規則違反が規制されている。」ということであった。ドーピングは、科学や医学等の分野から考えるものだと思っていたので、最初の話で法律が出てきたことは、河野氏にとって非常に驚きであった。その後、オーストラリアにあるCASの支部に行き、ASADAだけではなく仲裁という法的な分野を含んだバランスが取れた仕組みが重要であることが分かった。

(5) バランスが取れたドーピング防止活動

その後、河野氏は、WADA設立前から関係し、さまざまな委員会に入っていた。その委員であった一つに、Standard and Harmonization（標準化と調和）という委員会に所属していた。この委員会の目的は、国を超えて、競技を超えて、同じ基準のドーピング防止活動を広めていくことであった。現在はこの委員会はなくなってしまうが、その当時からWADAの独走は好ましくない、法的にも検討が必要である、各国が同じ考えに基づき、バランスを考えてドーピング防止活動を進めていかないと、うまくいかなるのではないだろうかということが話題になっていた。ゆえに、バランスが取れたドーピング防止活動がこれからも重要であると、河野氏は考える。

5. ドーピング防止規則違反におけるCASやJSAAの役割

小寺彰（東京大学教授）

(1) 自己紹介

小寺氏は、東京大学の教授であり、専攻は国際法である。その関係で、長野オリンピックの臨時仲裁部からCASに仲裁人として参加して

受け入れていく団体が少なかったが、徐々に競技団体に認知され、様々な事案を扱うことによってスポーツの判例法、つまり真の意味での *lex sportiva* を形成してきたと考えられる。*lex sportiva* は、仲裁判断の積み重ねによって現在ある規則、組織やシステムなどがより良い方向に変わる手助けをしている。

日本において、仲裁の申立ては、競技者にとって大変な勇気が必要である。しかし、歴史をひも解いてみると、CASにおいても最初はなかなか仲裁が申立てられなかった時代があった。法律家の視点から考えると、昨今スポーツ基本法という新しい法律の議論が盛んであるが、日本においてしっかりとスポーツ仲裁が根付いていく道筋を法律で作っていく必要がある。スポーツ仲裁がもっと利用されることによって、*lex sportiva* の形成が進み、公正な均整のとれた規則が作られていくと予想される。

(3) スポーツ仲裁が果たしてきた役割

山崎氏は、プロスポーツの選手会側の仕事を多く担当してきたことから、仲裁については労使関係の場で利用されることが多かったという経験がある。CASの仲裁判断の中でも労使関係

に関する紛争がこれまでにたくさん存在する。また、近年FIFAのDRCの判断が不服であれば、CASに上訴することが可能であると規定されているため、FIFAの第3者的機関であるCASが公正な視点で再度判断を見直すというシステムが機能している。しかしながら、労使関係の紛争は、使用者側は、仲裁合意に同意しながらないことが多い。理由は、自分に不利な判断が出る可能性も無視できないからである。そうであると、スポーツ仲裁の仕組みは利用されにくくなっているのが現状である。

上記のことを考えると、ドーピングに関する紛争であれば、非常に専門的で、第3者の判断になじみやすいという性質があり、日本でスポーツ仲裁を一般的なものにするために、ドーピング紛争に関する仲裁は大変に良い役割を果たしてくれることを期待している。バランスを踏まえて、法の支配を日本のスポーツの世界でどう実現してくかというのが重要なことであり、スポーツに参加している人であれば、避けては通れないドーピングに関する仲裁申立てというのは、スポーツ仲裁を広めるという別の切り口でも大いに影響力があるものであろう。

質疑応答

1. 我那覇和樹氏対JリーグのCAS仲裁についての質問

質問者A: 標記CASの事案で、Jリーグは国際的な基準を求めるために判断を得たいとして、CASへの仲裁申立てについて合意した。CAS規則では、仲裁は国内法と関連する規則に基づいて結論を出すとして規定してある。そうであれば、Jリーグが主張していた国際基準に照らして判断することは、不可能であったのではないか。

リーブ: 法律の適用つまり準拠法という意味で、この事案は日本のJリーグのドーピング防止規則を適用した。仮にJリーグのドーピング防止規則

だけでは判断するのが難しい場合、その国の法律を適用することになるが、この事案は日本法に基づいて判断する必要もなかった事案である。CAS規則上では、準拠法については、関連するスポーツ規則を適用するが、唯一問題がある場合や規則と国の法律との整合性を考えるときに各国の法律を適用するのである。

小寺: この事案の仲裁人であったので、仲裁判断については何も言及ができない。しかしながら、Jリーグ側に直接確認していないので正確には不明であるが、その時はJリーグのドーピング規則が適用されていたので、その規則に照らし合わせて判断したが、その規則の裁量等の部分について、

Jリーグ側は国際基準に期待していたのではないかと推測する。

早川：小寺氏は、CASの仲裁人としてこの事案の仲裁判断を出したが、同時にJSAAの仲裁人でもある。つまり、CASで仲裁を行うことと、仮に仲裁合意があったとしてJSAAで仲裁を行うことは、同じように仲裁人の1人に小寺氏が選ばれる可能性があり、CASの判断と同じ基準で判断されうるのは大いに想像がつく。しかしながら、現実にはJリーグがJSAAでの仲裁に合意しなかった。その理由を別な視点で検討すると、CASで仲裁手続きを行う場合、翻訳費用や通訳費用に多大な費用がかかり、またそれに伴って弁護士費用がかかってしまう。一方的な視点ではあるが、そういった莫大な費用がかかることを考慮すれば、競技者は仲裁申立てをあきらめる可能性があるというJリーグの思惑も考えられる。

質問者A：CASは、国際的な問題を解決する機関なのか、それともただの第三者機関なのかを聞きたい。

小寺：第三者機関であることと、国際的な問題を解決する機関であるということは、矛盾しない。つまり、CASはどちらの機能も有するのである。たとえば、CASは国際レベルの競技者に対してのドーピングに関する事案であれば、CASが専属的な管轄を持っている。また、オリンピック大会や、ワールドカップなど、世界中が集まって開催される競技大会は、国境を越えて事件が発生するので、CASが扱ってきた経緯がある。つまり、CASは国際的な機関である。それと同時に、国内同士の事案は裁けないのかというと、当該紛争を仲裁等という手続きを利用して解決をするという仲裁同意があれば、仲裁手続きを利用できるという仲裁の仕組みを考えると、CASも第三者機関としてローカルな紛争も扱うことができる。その意味では、第三者機関であると言えるのである。

質問者A：CASは必ずしも国際法を準用していないのではないかと。

小寺：国際法は国家間の法である。つまり、国家

の間で紛争が起こったときに適用する法律である。しかし、スポーツ界では、トランスナショナルロー（transnational law、国家を超えた多国籍の法律）が存在する。つまりIOC憲章やWADCは各国で批准されている。また、そのような国家の括りを超えた法律は、インターナショナルスポーツロー（international sports law）と呼ぶことができるのである。インターナショナルスポーツローの構成要素の一つが、*lex sportiva*である。

リーブ：国内法と対になっている裁判所が存在する。一方で、インターナショナルスポーツローに対して、CASが存在しているのである。しかしながら、仲裁という性質上、両当事者が望めば、国内の紛争についてもCASで仲裁ができるという仕組みになっている。仲裁というのはコンセンサスペースで行われている。双方の当事者が合意の上で、仲裁を申立て、仲裁判断が下ることを望むのである。そのため、国際的な事案でも、国内の事案でもCASは仲裁手続きを進めることができるのである。基本的には、CASは国際的な事案を専門的に取り扱っているが、競技者及び競技団体に対して、国内の事案であっても、仲裁合意が存在して申立てられた場合は、断らずに対応するのである。つまり、CASは全世界、すべての競技を対象として仲裁が可能である。

この事案がCASで判断された利点は、経験豊富なCASの仲裁人や、過去に似たような事案の仲裁判断を行ったことがある仲裁人が、適切に選定されパネルとなり、この事案の解決に当たったということであると考えられる。

2. ドーピング防止活動についての質問

質問者B：ドーピング防止活動を全世界で行っている理由は、スポーツはフェアであるということと、ドーピングを行うと健康に良くないということだと考えている。しかしながら、完全にフェアな形でスポーツを行うという場合、これは非常に無理がある。つまり、出身地が異なり、育った環境が違うので、本当にフェアな状態でスポーツを行うのであれば、オリンピックや競技大会前に、閉鎖的空間に競技者を居住させて、同じような食

事をし、同じような生活をさせていなければいけないということになる。

もう一つ、ドーピングを行うと健康を害するというのであれば、今後医学が進歩して身体を壊すことなく競技力を向上させる薬や方法が起りえたらドーピング検査は意味をなくすのではないか。

河野：ドーピング検査は、国際社会においては性悪説に基づいてこれまで進められてきた。この点が、ドーピング防止活動に対する日本と国際的な感覚が異なる部分である。日本は、従来性善説に基づいてドーピング防止活動に取り組んでいた経緯があった。例えば、日本人競技者は正直だから薬に頼って競技力を向上させようという人は少ないだろうという考える人が多かったのである。しかし、国際的な見方からいえば、性悪説に基づいてドーピング防止活動にアプローチしているので、居場所情報を提供し、抜き打ち検査がある等という現在の規則や手続が成立しているのである。そして、昨今では、ユネスコ条約を批准したために、国際的な感覚でドーピング防止活動に取り組んでいくという国の姿勢が決定したことが大きいのである。

また、スポーツが国際的な注目や関心が集まるものとして発展すると、ドーピング防止規則違反というものが国際的な汚名として印象付けられてきているのである。健康に悪いからドーピングを規制するというのは当然であるが、現在では他の要因からドーピングを規制する動きが多く出てきている。ドーピング防止活動は年々改正される規則という、変化の速さと常に新しい事象が起りうるという不完全さといった理由が混乱を招いている可能性がある。

ドーピング防止活動は、今や様々な面が複雑に絡み合って、成立している。そのため、関係しているすべてのことをどのようにバランスを取って行っていくかということが、非常に難しく重要な

課題となっている。

早川：ドーピングを規制することは、公平か不公平かという部分を分ける作業である。どこで線引きをするのかというのは、とても困難を極める。しかしながら、ドーピングを規制しなければ、スポーツの世界で、人間が戦っているのではなく、薬が戦っているということになり、スポーツの醍醐味がなくなり、誰もスポーツに魅力を感じなくなってしまう可能性がある。

質問者B：ドーピングの検査における手順や方法について、疑問を持っている。例えば、ドーピング検査は、尿検体の採取の際、目視して確認しながら採取する義務がある。そうすると、尿を分析しないとスポーツができないという皮肉な現象が生まれてくる。これは、スポーツの素朴なものが失われているのではないかと疑問を持っている。

池田：競技者としてドーピング検査は数多くこなしてきた。もちろんその過程で、尿検体採取の際に、排尿するところを女性のDCOに確認される。その時どうしてこういったことをやらなくてはいけなだろうと考えた時に、ドーピング防止活動は、自分自身を守るためにやっているということが大きい。つまり、自分の誇りや、自分自身がスポーツをして楽しいという気持ちや、またそこにチャレンジをして自分が強くなっていくことに誇りを持っているので、ドーピング検査をすることによって、自分が正しくやっているということが認められるという意識がある。ゆえに、ドーピング検査を含むドーピング防止活動は、むしろスポーツの純粋な素朴さを守るためには、必要不可欠なものであると考えている。また、ユネスコ条約批准という社会的な動きからも、今後は必ず必要となるので、競技者として身につけなければいけない意識であると思う。

メッセージ

マシュー・リーブ（スポーツ仲裁裁判所（CAS）事務総長）

非常に興味深いシンポジウムにご招待いただき感謝申し上げます。私自身も、CASについて説明できたこと、またシンポジウムの内容も面白く、非常に参考になり、とてもいい機会でした。

ぜひ、競技者の方、競技団体の方、スポーツに関係している方は、何か問題が起こったときには、スポーツ仲裁を利用してください。複雑な民事裁判を利用すると、時間やコストがかかり大変です。裁判を行うよりは、代替的紛争解決手続である仲裁を利用することを強くお勧めいたします。また、仲裁の利用を促進させる法的な道筋をご検討いただきたいと思います。

今回の来日で、JSAAのドーピング紛争仲裁委員会のメンバーと討議させて頂き、CASの仲裁判断を勉強していることを伺い、とても嬉しく思いました。加えて、JSAAがCASと同様の規則や仲裁手続等を適用して下さり、CASと同じような形で活動していることが分かり、とっても感激でした。今後のご健闘をお祈りしたいと思います。

最後に、このシンポジウムにお越しいただいた皆様方に御礼申し上げます。ありがとうございました。

文責 小川和茂